平成２１年（フ）第３７５号
群馬県高崎市大八木町915番地　オレンジアベニュー104号
債務者　工藤　一也
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第３７６号
群馬県高崎市大八木町915番地　オレンジアベニュー104号
債務者　工藤留美子
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第３８４号
群馬県高崎市並榎町163番地　サーパス並榎501号
債務者　大井　知子
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第３８６号
群馬県高崎市剣崎町1081番地、住民票上の住所群馬県高崎市八幡町240番地19
債務者　川西とね子（旧姓中島）
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第３８７号
群馬県藤岡市緑埜168番地　クローバーＫＳ１階102号室、住民票上の住所群馬県藤岡市藤岡1082番地10
債務者　大塚　和誠
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第３６１号
埼玉県深谷市国済寺615番地26　シティパレス深谷８－３―205号
債務者　前川　妙子
1　決定年月日時　平成21年10月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第４３５号
埼玉県児玉郡上里町大字大御堂1333番地４県営上里大御堂団地２―401号
債務者　西　由美子（旧姓雨宮）
1　決定年月日時　平成21年10月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第７７３号
千葉市若葉区都賀３丁目15番16―604号
債務者　渡邉　裕介
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第４７２号
神奈川県厚木市元町４番９―902号、前住所神奈川県秦野市戸川473番地の12
債務者　英　　健二
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第３９１号
金沢市泉が丘１丁目16番３号
債務者　丹後　宏一
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第４５５号
金沢市西念２丁目２番１号　デスタンビル606号
債務者　小川　益宏
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第４５９号
静岡県御殿場市神場1377　瀬戸健方、住民票上の住所静岡県静岡市清水区押切1917番地グランディオスⅡ302号
債務者　青木　秀子
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第５２４号
京都市伏見区久我東町６番地27　グランペレ305号
債務者　杉山　順通
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１５４８号
京都市南区東九条南烏丸町35番地６　南烏丸市営住宅１棟706号
債務者　岩井こと　文　　慶姫
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１５５８号
京都市伏見区深草下横縄町１番地３
債務者　光梅社こと　檜垣　節子
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１５７７号
京都市西京区山田車塚町15番地52
債務者　金城準道こと　金　　準道
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１６７１号
京都市左京区聖護院西町２番地　ハイツ高橋201
債務者　大久保みち子
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係